

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成25年4月5日

盛岡広域振興局長 杉原永康

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 ダイワロイヤル株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 滝沢菓子複合店舗 岩手郡滝沢村滝沢字菓子95番1
- (3) 変更した事項 大規模小売店舗の名称
- (4) 変更の年月日 平成25年3月18日
- (5) 変更の理由 店舗名称の決定のため

2 届出年月日 平成25年3月18日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び滝沢村役場